

ストック・オプション - 税制のまとめ

制度調査部
中田 綾

【要約】

ストック・オプションに対する課税は税制適格か税制非適格かによって異なる。

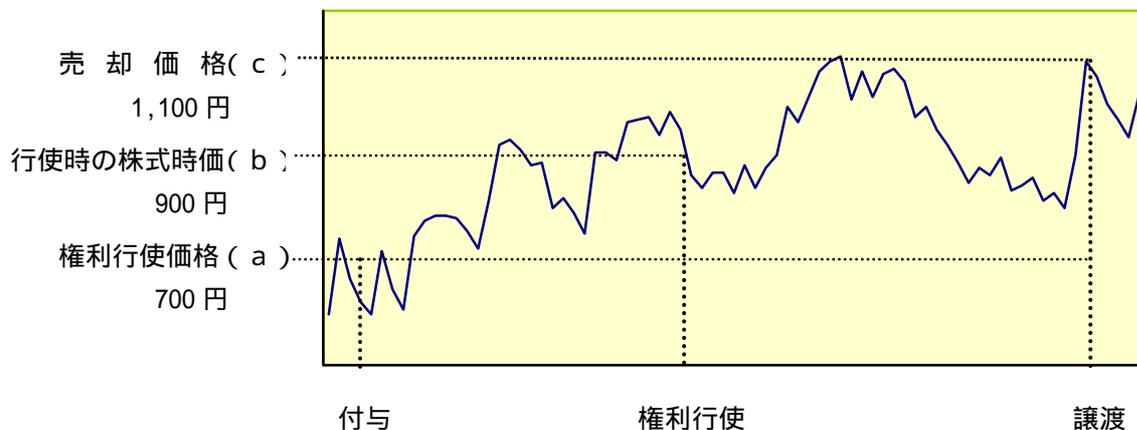
税制適格ストック・オプションは権利行使時には課税されない。税制非適格ストック・オプションは、経済的利益を受けたものとして権利行使時に課税される。

1. 税制適格ストック・オプションと税制非適格ストック・オプション

ストック・オプションは権利行使により時価を下回る価額で株式を取得したことにより経済的利益を受けたものとして、権利行使時に課税される。しかし、ストック・オプションが一定の要件を満たす場合(注1)には税制上優遇措置が適用され、権利行使により得た経済的利益は非課税となる。

つまり、一定の要件を満たす「税制適格ストック・オプション」であるのか、それ以外の「税制非適格ストック・オプション」であるのかにより、ストック・オプションに対する課税は次の表のように異なる。

	税制適格	税制非適格
付与時	非課税	非課税(注2)
権利行使時	非課税	課税
取得した株式の売却時	申告分離課税	申告分離課税



5,000株付与されたとする。



	付与时	権利行使時	譲渡時
税制適格	-	-	$c - a$ (1,100円 - 700円) × 5,000株 = 200万円に対して申告分離課税
税制非適格	-	$b - a$ (900円 - 700円) × 5,000株 = 100万円に対して所得課税	$c - b$ (1,100円 - 900円) × 5,000株 = 100万円に対して申告分離課税

株式の譲渡益は、原則として10%の申告分離課税。

(注1) 税制適格ストック・オプションとは次の要件を満たすものをいう。

付与対象者	次のいずれかに該当する者 ・ 自社の取締役、または使用人 ・ 発行済株式総数の50%超を直接または間接に保有する法人の取締役、または使用人
権利行使期間	付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの間
権利行使価額	契約締結時の1株当たりの時価以上
権利行使価額の制限	権利行使価額が1,200万円を超えない
譲渡制限	あり
新株発行・株式譲渡	権利行使に係る新株の発行、または株式の譲渡が商法上の決議事項に反しないこと
証券会社への保管委託	付与会社と証券会社等との間で予め締結される株式の保管委託等に関する取り決めに従い、一定の方法で証券会社等に保管委託がなされること
権利者の誓約	権利者が付与日決議日に当該株式会社の大口株主、もしくはその特別関係者ではないこと
提出書面の記載事項	権利行使の年における当該権利行使者の他の権利行使の有無など

(注2) 有利発行された新株予約権のうち、譲渡が禁止されている場合。譲渡が禁止されていない新株予約権については、3頁を参照。

税制非適格ストック・オプション - 権利行使時の所得区分

税制非適格ストック・オプションを権利行使した場合、その経済的利益は総合課税となる。その際の所得区分は次のようになる。

種 類	例	所得区分
(イ) 発行法人と付与対象者との間の雇用契約等に基因して付与	自社の取締役、使用人や子会社の取締役に付与	給与所得(注3)
(ロ) 付与対象者の営む業務に関連して、当該権利が付与	融資先や仕入先、経営コンサルタント、顧問弁護士、取引先の取締役に付与	事業所得または雑所得
(ハ) (イ) または (ロ) 以外	付与対象者の相続人が権利行使	原則として雑所得

(注3) 主として職務の遂行に関連しない利益が供されている場合は雑所得。退職に起因して権利行使が可能となっていると認められる場合には、退職所得として課税される。

2 . 譲渡が禁止されていない新株予約権の課税

付 与 時	課 税 (注 4)
権利行使時	非課税
取得した株式の売却時	申告分離課税

(注 4) 「新株予約権の時価 - 新株予約権の発行価額」が課税対象金額となる。つまり、新株予約権が時価で発行される場合は非課税となり、無償を含む時価より低い価格で発行される場合は課税される。